

2025年4月1日以降のご契約内容の見直し

当社は、2025年4月1日より、特定小売供給約款、低圧電気標準約款、低圧電気供給実施要綱および選択約款等について、以下のとおり変更いたします。

1. 変更の内容

これまで当社は、災害救助法が適用される都度、電気事業法に基づく認可手続き等を経て、「特定小売供給約款以外の供給条件」により災害時の特別措置を講じてまいりましたが、先般、国の審議会※において、災害時の特別措置を特定小売供給約款に反映するよう整理されたことを踏まえ、特定小売供給約款を変更いたします。

また、低圧自由料金および高圧・特別高圧についても特定小売供給約款と同等の措置を行うべく、約款の変更等を行い、2025年4月1日より実施いたします。

なお、特別措置の対象となる災害が発生した際には、お申込み方法等を改めてお知らせいたします。

※第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）

2. 変更点について

【特定小売供給約款の主な変更点】

- 「特定小売供給約款以外の供給条件」により講じていた災害時の特別措置の内容を供給条件に反映するものであり、お客さまに実質的な影響のある見直しではございません。

区分	項目	規定の内容
	附則	
修正	1. この供給約款の実施期日	・ 実施期日を「2025年4月1日」に見直しました。
削除	5. この供給約款の実施にともなう切替措置	・ 今回の見直しは料金の変更をともなわないため、当該規定を削除しました。
新規	5. 災害救助法が適用された場合等の特別措置	・ 災害発生の都度、電気事業法に基づく認可を経た「特定小売供給約款以外の供給条件」により講じていた災害時の特別措置の内容を規定しました。

【低圧電気標準約款および電気標準約款〔低圧〕の主な変更点】

- 特定小売供給約款の変更に合わせて、低圧自由料金（東北6県・新潟県以外の住所において低圧でご契約いただいているお客さまを含みます。）についても、小売規制料金と同等の措置を行うべく、同日より見直しを行います。

区分	項目	規定の内容
	附則	
修正	この標準約款の実施期日	・ 実施期日を「2025年4月1日」に見直しました。
新規	災害救助法が適用された場合等の特別措置	・ 災害時の特別措置の内容を本規定しました。

【低圧電気供給実施要綱、電気供給実施要綱〔低圧〕および選択約款の規定の見直し内容（共通）】

区分	項目	規定の内容
	附則	
修正	実施期日	<ul style="list-style-type: none"> 実施期日を「2025年4月1日」に見直しました。
新規	この実施要綱の実施にともなう切替措置	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しは料金の変更をともなわないため、当該規定を削除しました。

【低圧電気供給実施要綱および選択約款の規定の見直し内容（一部料金プラン※）】

- 基本料金が設定されていない一部の電気料金プランにおいては、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合の基本料金の免除について、免除の対象となる料金を個別に規定いたします（他の電気料金プランと災害時の特別措置の内容が異なるものではございません）。

区分	項目	規定の内容
	附則	
新規	2. 災害救助法が適用された場合等の料金割引に係る特別措置	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金の設定がないことから、不使用日の電気料金の免除を適用する際の割引対象となる料金を個別に規定しました。

※対象となる料金プラン

- ・低圧電気供給実施要綱：よりそう+ナイトS、深夜電力〔限定〕
- ・選択約款：時間帯別電灯S、深夜電力Aおよび深夜電力B